

**鳥取県告示第420号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
地方自治法施行60周年記念硬貨の引換事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県企画部企画課  
主事 中村 礼
- 3 委任期間  
平成23年7月20日から同年11月30日まで